

2024 年度（第 45 回）秋田県親善ゴルフフェスティバル

ローカルルールと競技の条件

日時：2024 年 9 月 30 日(月)

場所：秋田椿台カントリークラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは 2 罰打)。

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。

2. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所 (例：車両の移動による損傷)。
- ③ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット (ヤードージマーキングなど) は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かさない障害物

動かさない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。

3. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第 2 段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

4. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰一失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな形 G-10 を適用す

る。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
(5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな形 G-9 を適用する。

5. プレーの中断 (規則 5.7)

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

6. 練習

ホールとホールの間の練習 (規則 5.5b)

規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

7. キャディー (ローカルルールひな型 H-1.2)

- ・役員・一般・シニア・レディース種目は正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰：

：プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。

違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

- ・グラントシニア・ゴールドシニア種目は正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。このローカルルールの違反の罰：

そのプレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

*なおプレー形式は共用のキャディーとなります。

8. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

9. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、秋田県ゴルフ連盟により会場で公表される。

10. 競技の結果—競技の終了時点

競技の結果は競技委員長が成績表に署名した時点をもってその競技は終了となる。

11. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、

制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ドレスコードに従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度
- 主催者が要請する感染症防止対策に従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2 回目の違反－1 罰打
- 3 回目の違反－2 罰打
- 4 回目の違反や重大な非行－失格

秋田県ゴルフ連盟

お 知 ら せ

1. 練習期間 : 9月17日（火）～9月27日（金）までの平日とし2回までの料金は会員扱いとする。但しコンペは除く。9月27日の最終スタートは 14:00 とする
2. スタート時刻 : 8:00 から 4人組 OUT/IN スタート
3. 開場時間 : 6:30 から フロントでサイン願います。
4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用して下さい
5. レストラン・軽食 : レストランの利用は可とします。但し、軽食の提供はいたしません。
6. 表彰式 : 表彰式は行いません。成績発表のみ行います。
7. 料金の支払い : 各自精算願います。
8. ゴルフ利用税 : 18歳未満及び70歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
9. 携帯電話の利用 : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用する場合は、携帯電話の使用を認めます。
10. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ（<http://www.tga.gr.jp>）をご利用願います。
11. 欠場連絡方法 : 大会期日前まで

所属倶楽部を通じて、秋田県ゴルフ連盟に FAX (018-883-0862) で送付すること。

大会当日

大会期間中は開催コース内大会本部（連盟）に FAX (018-886-8088) で送付すること。

電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。

無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮し

たうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科
すことがある。

秋田県ゴルフ連盟